

避難行動要支援者名簿制度

をご存じですか？

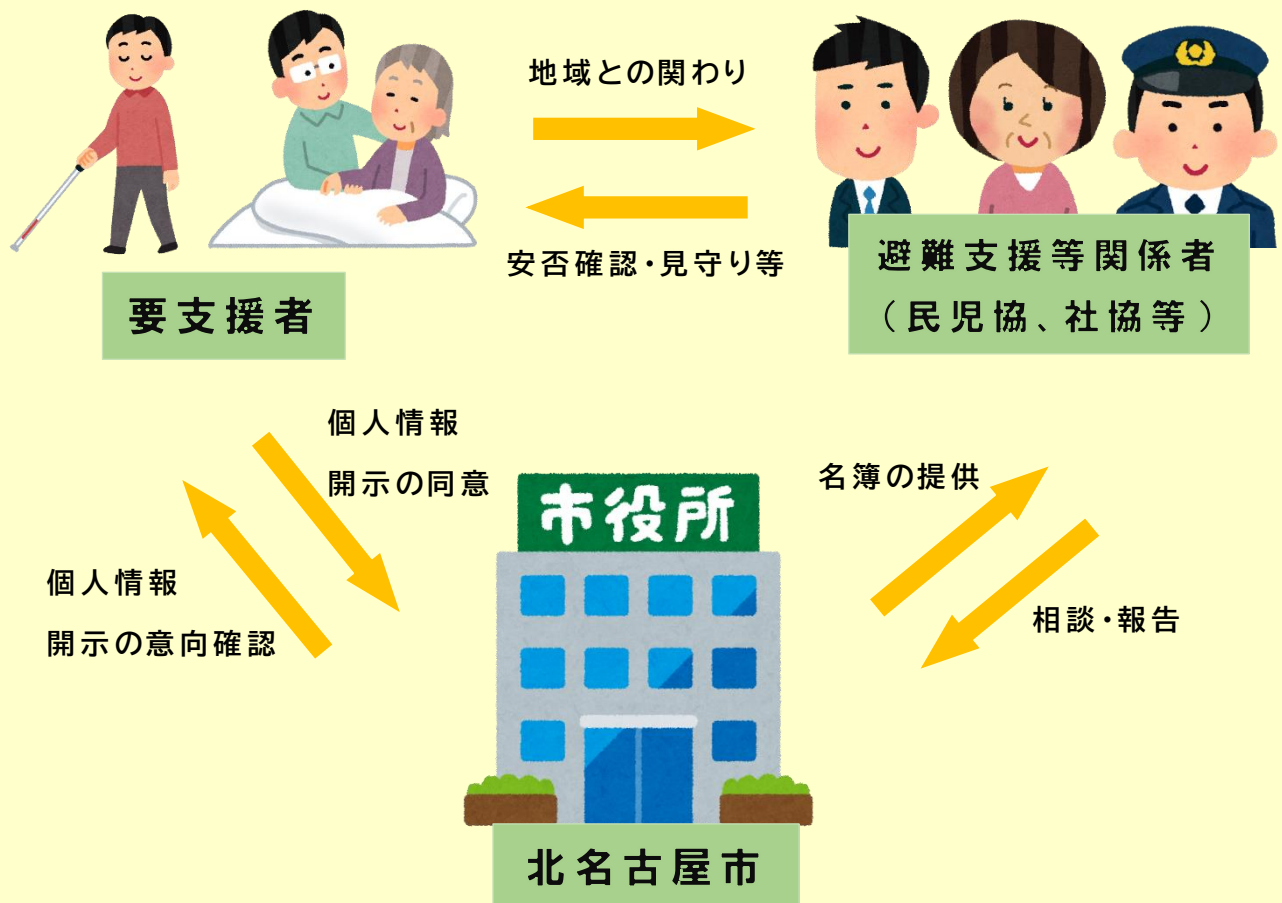
1 避難行動要支援者登録制度とは

避難行動要支援者とは、災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方です。

市では、災害が発生したとき安否確認や避難等の手助けが地域で素早く、安全に行われるために、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供しています。



2 制度の流れ



3 対象となる方

在宅の方で下記の要件に該当する方が対象になります。(施設入所・入院されている方を除く)

- (1) 介護保険の要介護3以上に該当する方
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級を所持している方
- (3) 療育手帳A判定を所持している方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援を必要と認める者(難病・高齢者等)



4 避難支援等関係者(名簿の提供先)

- ・北名古屋市役所 ・民生委員児童委員協議会 ・社会福祉協議会
- ・自主防災会(自治会) ・西枇杷島警察署 等



5 名簿の内容

- ・氏名 ・生年月日 ・性別
- ・住所または居所 ・電話番号や緊急連絡先 ・避難支援等が必要な理由
- ・その他避難支援等の実施に必要な事項

※個人情報の取扱いについては、北名古屋市及び避難支援等関係者において適正に管理します。災害時には個人情報の提供に同意されていない方も、情報を提供する場合がありますが、提供時には北名古屋市より取扱いについて説明します。



この制度は、地域の助け合い(共助)によって、
少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。
しかし、災害時は、避難支援等関係者も被災者となるため、
登録したから必ず支援してもらえるというものではありません。

まずは、自分の身は自分で守る(自助)の意識を持って、
日頃から隣近所や町内会の方との関わりを深め、
地域における顔の見える関係づくりに、ご理解とご協力をお願いします。



【お問い合わせ先】

避難行動要支援者登録制度 北名古屋市役所 社会福祉課(市役所東庁舎2階)
避難所及び防災対策 北名古屋市役所 危機管理課(市役所西庁舎2階)
電 話 22-1111/FAX 23-3150
アドレス shakai@city.kitanagoya.lg.jp